

酪農・豆知識 第 43 号

10 年後を目指した酪肉近基本方針の持つ意味

前号第 43 号では、「新たな食料・農業・農村基本計画」のポイントを紹介しましたが、今回はこれを実現するため農林水産省が 7 月 27 日公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（酪肉近）」を取り上げます。ご承知の通り酪肉近は 10 年後を目指した酪農および肉用牛生産の在り方、展開方向などの基本方針を示したもので、今後の生産活動に直接（助成金の配分等）影響を与えます。特に、今回の酪肉近基本方針の持つ意味は今までのもの以上に大きいと思われまます。それは、最近の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢が、極めて激しく変動したことにあります。国内的には

- ① 輸入飼料穀物価格が高止まりの状態、かつ今後を展望すると水問題、原油価格、異常気象の頻度が高まるなどの世界的な環境変動の中で、飼料自給を中長期的に考え、緩衝能の高い飼料構造を構築せねばならない状況にあること、
- ② 雇用状況の低迷、個人・家庭の経済格差の拡大など牛乳・乳製品の需要に大きな影響力を持つ国内の経済情勢の停滞が継続していること、
- ③ 少子・高齢化、そして食の多様化、牛乳消費量の減少という牛乳・乳製品の消費の基盤に関する構造的な問題を抱えていること、
- ④ 酪農家戸数、乳牛飼養頭数が直線的に減少しているトレンド（傾向）を食い止めなければ、20 年には全国の酪農家戸数は 09 年の 2 万 3,100 戸から 6,300 戸へ、乳牛飼養頭数では 09 年の 150 万頭から 118 万頭へと、酪農の基盤が大きく縮小し、それは、都府県酪農においてより顕著に見られる情勢にあること、
- ⑤ 政権交代の中で、民主党はどのような酪農政策を打ち出し、実行していくかが注目されている中であること

などがあげられます。また、国際的には

- ⑥ 口蹄疫の発生など、グローバル化に伴い海外からの伝染病の侵入の危機が高まったこと、
- ⑦ TPP のような関税撤廃の動き（日産合成工業株式会社 メールマガジン 2010 年 11 月号（第 53 号）参照）があること

などを考えなければなりません。

ここでは新たな「酪肉近基本方針」の要点をまとめました。

本文は農林水産省のホームページに全文が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

1. 最大のポイント

最大のポイントとして、国産飼料に立脚した環境に優しい循環型酪農・畜産を推進するという方向性が、従来以上に鮮明に打ち出され、「自給飼料生産・利用のための直接的な支援、草地等の飼料生産基盤整備のための支援の充実」を明記し、草地に対する面積当たりの支払額の増額や支払い要件の緩和といった形で、自給飼料基盤の強化対策を拡充することが打ち出されています。

次にトウモロコシなどの飼料穀物価格の異常な高騰はそれなりに沈静化しましたが、今回の飼料高騰は、輸入飼料に頼るわが国の酪農・畜産生産基盤の脆さを露呈しました。今後数年間あるいはそれ以上の長期間、高価格が続く状況に耐えられる経営を目指すべきです。特に酪農家は、従来、自給飼料生産に割り振る労働時間を、購入飼料に依存して搾乳牛の増頭に振り向けた方が総所得は増す、という判断でした。ところが、この酪肉近に従って自給飼料生産を拡充すれば、所得率は上がりますが、搾乳牛を少なくせざるを得ない

ので、総所得は減少するというジレンマが生じます。この点を解決し、酪農の実績に応じて農業所得が向上するような制度や補てんが求められます。一つの切り口として、コントラクター制度やTMRセンターの充実が考えられます。

2. 取引基準の見直し

酪肉近の議論では、消費者のニーズが低脂肪乳や脂肪交雑(サシ)の少ない商品にシフトしてきているので、サシ偏重の肉の格付けや乳脂肪分の取引基準 3.5%を見直す必要があると、消費者、生産者の双方から提起されています。これは購入飼料への依存度を低め、低コスト、低ストレスの飼養管理につながる可能性があります。例えば夏季に 3.5%の乳脂肪率を確保するためには良質の粗飼料が不可欠ですが、国内産では十分ではなく、粗飼料を輸入することになります。生産者、消費者の双方にメリットのある見直しであれば、進めるべきであり、時代の要請といえます。

3. 6次産業化促進

例えば、日本の牛乳は取引交渉力でスーパーが圧倒的な優位性を発揮しています。つまり、牛乳は買い叩かれやすい構造になっているのです。生産サイド(1次産業)が、加工・流通・販売(2次・3次産業)を自らの経営に取り込んでいこうという6次産業化の必要性には、こうした背景があります。特に、酪農における6次産業化を促進するには、①個別農家レベルで加工・販売しやすくするための衛生基準の規制緩和、②指定団体制度の枠組みの中で、個別農家が加工・販売をしやすくするような制度のさらなる柔軟化も検討される必要があります、これらの点が明記されました(酪農における6次産業化については、稿を改めて紹介します)。

4. 新たな「酪肉近基本方針」のポイント

酪肉近の内容はこのほかに多くのことが書かれていますが、その他の項目について大まかにまとめると下記ようになります。

新たな「酪肉近基本方針」のポイント

ポイント	主な内容
畜産・酪農所得補償制度の導入	現行の経営安定対策が果たしている機能などを検証し、そのあり方や導入時期を検討。
6次産業化の取り組みなどによる持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換	指定生乳生産者団体制度において、生産者自らが加工や販売などの取り組みが行えるよう、創意工夫をより生かせる仕組みなどを検討。
家畜衛生対策の充実・強化	口蹄疫など悪性伝染病に備えた危機管理体制を構築。家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、検討
自給飼料基盤に立脚した酪農および肉用牛生産への転換	自給飼料生産・利用のための直接的な支援を充実。家畜排せつ物の利用促進、エコフィードの生産・利用の拡大により環境負荷を軽減。
需要に即した生産の推進と販売・出口戦略の構築	国産チーズ向け生乳の供給拡大に対する支援を充実。
生産の質的転換	脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換、放牧酪農など多様な酪農の推進、安定した品質の粗飼料確保などを総合的に勘案した生乳取引における乳脂肪基準のあり方について検討。